



## 第2期那須塩原市教育振興基本計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

《表紙デザインについて》

那須塩原市ブランドキャラクターの「みるひい」が、いきいきと勉強やスポーツ、文化・芸術などの活動に励んでいます。自分に合った“学び”を続けることで、生活に彩りが添えられ、心豊かな人生を送ることができる…ということをイメージしたデザインとなっています。

カラフルで形の異なる図形は、“自分らしさ”や“多様性”を表現しています。

▶目次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定に当たって</b> . . . . .	1
1	計画策定の趣旨 . . . . .	2
2	計画の位置付け . . . . .	3
3	計画の期間 . . . . .	5
4	計画の実効性の確保 . . . . .	5
5	持続可能な開発目標（SDGs）との関わり . . . . .	6
<b>第2章</b>	<b>本市教育を取り巻く社会の状況</b> . . . . .	7
1	人口減少・少子高齢化の進行 . . . . .	8
2	グローバル化の進展 . . . . .	9
3	情報化のさらなる進展 . . . . .	10
4	家庭・地域社会の変化 . . . . .	10
5	所得格差の拡大と貧困 . . . . .	11
6	自然災害・感染症への対応 . . . . .	11
<b>第3章</b>	<b>基本理念・基本目標・基本施策</b> . . . . .	12
1	基本理念 . . . . .	13
2	基本目標・基本施策 . . . . .	14
<b>第4章</b>	<b>施策の体系</b> . . . . .	15
	施策の体系 . . . . .	16
	施策の体系 (基本目標▶基本施策▶主な取組▶具体的な取組) . . . . .	17
<b>第5章</b>	<b>施策の展開</b> . . . . .	19
	基本施策1 学校教育を充実させる . . . . .	20
	基本施策2 学校教育環境を整備する . . . . .	27
	基本施策3 健全な青少年を育成する . . . . .	33
	基本施策4 生涯学習を充実させる . . . . .	38
	基本施策5 文化・芸術環境を充実させる . . . . .	45
	基本施策6 生涯スポーツを充実させる . . . . .	50





# 第1章 計画の策定に当たって

---

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の実効性の確保
- 5 持続可能な開発目標(SDGs)  
との関わり

# 第1章 計画の策定に当たって

---

## 1 計画策定の趣旨

---

本市では、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までを計画期間とする「那須塩原市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、「未来を切り拓く創造力と他者を思いやる想像力を育み 生涯にわたって自分らしく自立して生き抜くことができる人づくり」という基本理念のもと、6つの基本施策を掲げ、各種事業を展開してきました。

この間、人口減少や情報化、グローバル化などがさらに進んだほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて社会情勢が大きく変化しました。

本市においても、事業の延期や中止等を余儀なくされ、本市の最上位計画である「第2次那須塩原市総合計画前期基本計画」に掲げた施策の進捗が図れない可能性があるため、「第2次那須塩原市総合計画基本構想及び前期基本計画」の計画期間が1年延長されました。

教育分野においても、学校の臨時休業や相次ぐイベントの中止など、大きな影響を受け、施策の進捗が図れない可能性があるため、第1期計画の期間を1年延長し、令和4（2022）年度までに改訂したところです。

今般、第1期計画が令和4（2022）年度をもって終了することから、これまで取り組んできた施策の現状と課題、本市教育を取り巻く社会の状況、さらには「第2期那須塩原市総合計画後期基本計画」の方向性を踏まえ、本市における教育のより一層の振興を図るため、「第2期那須塩原市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

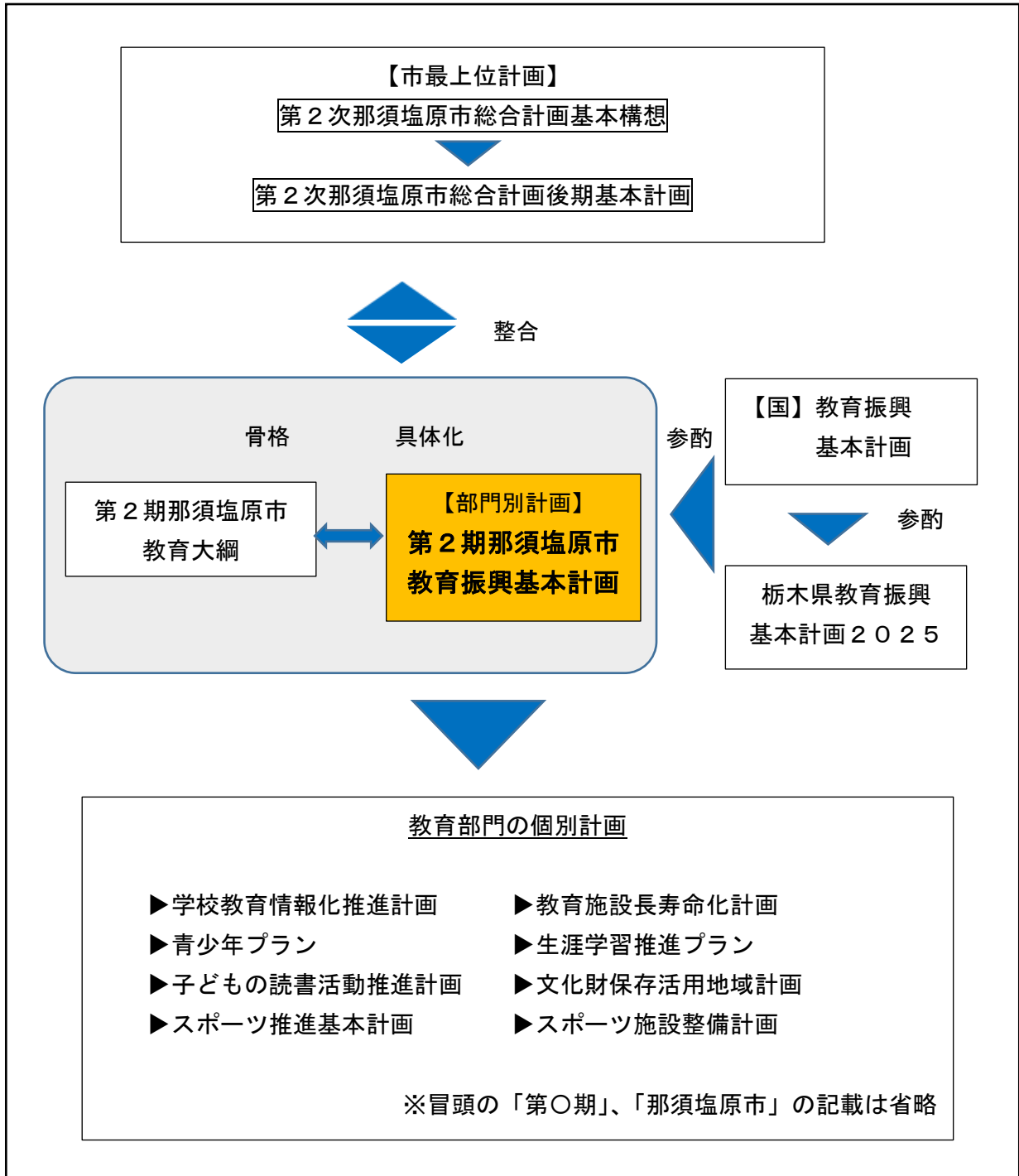
本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画であり、本市の最上位計画である「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」の教育分野の部門別計画として位置付けられています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく第2期那須塩原市教育大綱については、本計画の骨格となるものです。

《根拠法令》

教育大綱	教育振興基本計画
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。	第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

《本計画の位置付けイメージ図》



※策定に当たっては、第2次那須塩原市総合計画後期基本計画と整合を図るとともに、国及び県の教育振興基本計画を参酌するものとします。

### 3 計画の期間

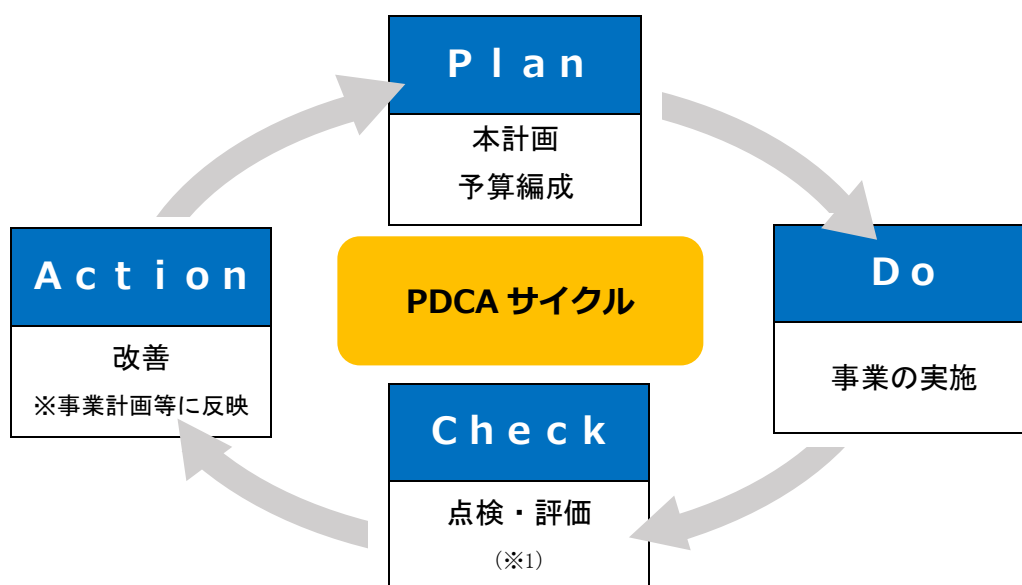
本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

《各計画との計画期間の関係》

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
第2次那須塩原市総合計画基本構想										
第2次那須塩原市総合計画 前期基本計画						第2次那須塩原市総合計画 後期基本計画				
【国】第3期教育振興基本計画					【国】次期教育振興基本計画					
栃木県教育振興基本計画2025										
那須塩原市教育大綱						第2期那須塩原市教育大綱				
那須塩原市教育振興基本計画						第2期那須塩原市教育振興基本計画				

### 4 計画の実効性の確保

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより、計画の実効性を確保します。



(※1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項に規定する教育委員会に関する事務の点検及び評価

## 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

SDGsは、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の令和12（2030）年までの目標として、平成27（2015）年9月に開催された国連サミットで採択されました。

本市でも、第2次那須塩原市総合計画後期基本計画において、SDGsの目指す17のゴールは、市が目指す姿に沿ったものであるため、一体的に推進していくこととしています。

本計画においても、「4 質の高い教育をみんなに」はもとより、様々な目標の達成に貢献することを目指し、SDGsを推進していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 1 貧困をなくそう            | 2 飢餓をゼロに        |
| 3 すべての人に健康と福祉を       | 4 質の高い教育をみんなに   |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう      | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも 経済成長も   |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう    | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 11 住み続けられるまちづくりを     | 12 つくる責任 つかう責任  |
| 13 気候変動に具体的な対策を      | 14 海の豊かさを守ろう    |
| 15 陸の豊かさを守ろう         | 16 平和と公正をすべての人に |
| 17 パートナーシップで目標を達成しよう |                 |

## 第2章 本市教育を取り巻く社会の状況

---

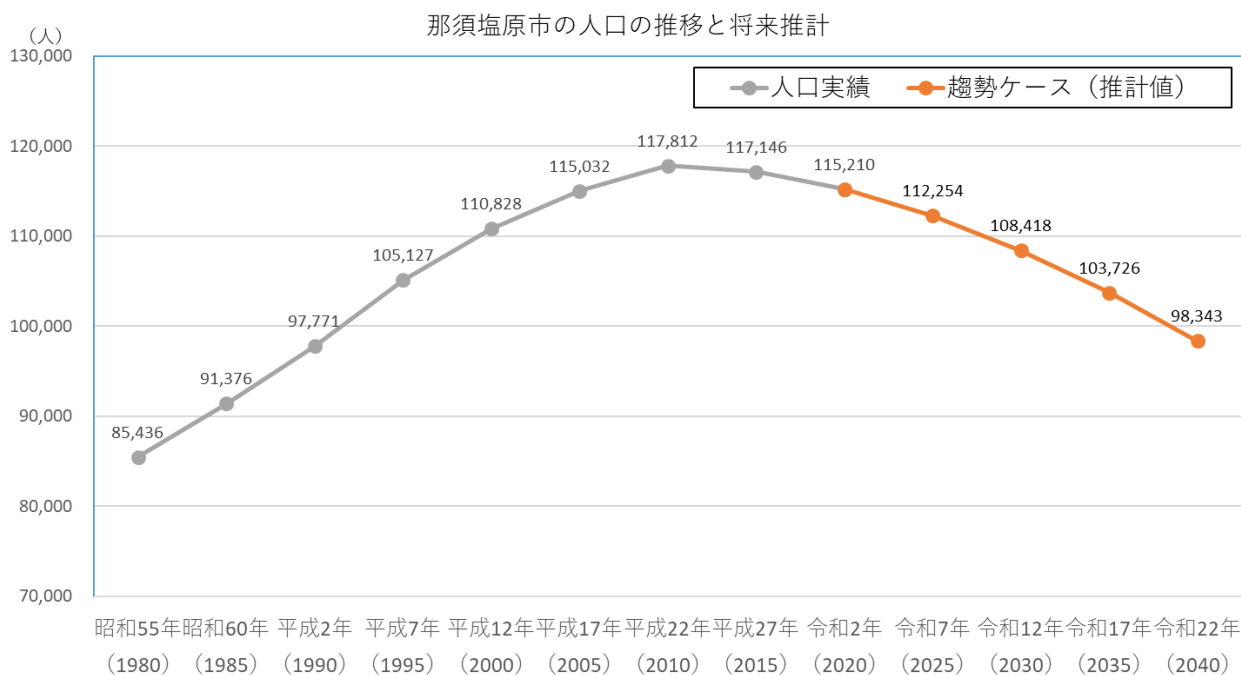
- 1 人口減少・少子高齢化の進行
- 2 グローバル化の進展
- 3 情報化のさらなる進展
- 4 家庭・地域社会の変化
- 5 所得格差の拡大と貧困
- 6 自然災害・感染症への対応

## 第2章 本市教育を取り巻く社会の状況

### 1 人口減少・少子高齢化の進行

- 本市の人口は、平成27（2015）年の約11万7千人から減少を続けています。令和2（2020）年の国勢調査を用いた人口推計によると、第2次那須塩原市総合計画策定時の推計人口及び目標人口を下回り、令和22（2040）年に10万人を割り込む見通しとなっています。（図表1）
- 年代別に見ると、65歳以上の高齢者人口は増加する一方、0～14歳の年少人口は減少を続けています。年少人口が全体に占める割合の推移を見ると、令和2（2020）年の12.6%（約1万4,500人）と比べ、令和22（2040）年には9.4%まで減少し1万人を割り込む見通しとなっています。（図表2）
- 若い世代が減少することで社会の活力低下が懸念される中、子ども達が地域の担い手として成長できるよう、また、「人生100年時代」を見据えて、すべての市民が学びを通して充実した人生を送れるよう、環境の整備を図ることが課題となっています。

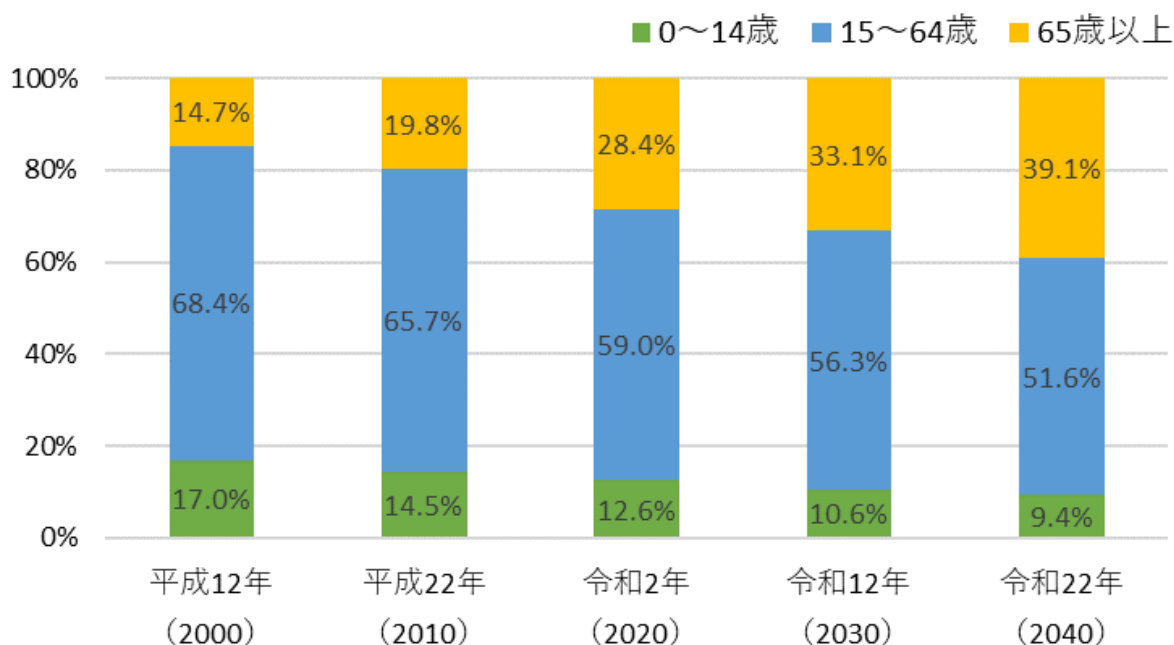
【図表1】





【図表 2】

那須塩原市の年齢別人口割合の推移と将来推計



## 2 グローバル化の進展

- 情報通信技術の進展や交通手段の発達などにより、人、物、情報等が国を超えて移動し、国際的な結びつきが強くなってきていることから、様々な分野でグローバルに活躍できる人材の育成が重要となっています。
- 令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により人や物の流れが制限される中、対面接触に替わる方法で海外との関係性を構築することが課題となっています。
- グローバル化に伴い、異なる文化や習慣等に触れる機会が増えることから、多様な価値観を尊重する寛容性が求められています。

### 3 情報化のさらなる進展

---

- 知識・情報・技術をめぐる変化は著しく、情報化による社会的変化が予測を超える速さで進展しています。
- 教育分野においては、国の施策により以前からICT教育の取組が進められてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い令和2（2020）年3月、小・中・高等学校等における全国一斉の臨時休業が行われたことから、臨時休業期間中の学びの保障のため、GIGAスクール構想（※1）により整備した端末を使用したオンライン教育が加速しました。
- 情報化技術を効果的に活用する重要性が一層高まる中、すべての市民が、膨大な情報の中から必要な情報を選択し、適切かつ安全に活用できるよう情報モラルを身に付ける必要があります。
- 本市においても、第2次那須塩原市総合計画後期基本計画の「重点推進テーマ」の一つに「デジタル・トランスフォーメーション（DX）（※2）～未来技術を活用した利便性の高いまち～」を掲げ、デジタル技術による地域課題の解決や利便性の高い社会を形成するための取組を推進することとしています。

### 4 家庭・地域社会の変化

---

- 核家族化や単身世帯の増加、少子高齢化の進行、生活様式の変化などに伴って、地域活動の担い手不足が進んでおり、人間関係の希薄化が危惧されています。
- そのような中、地域と学校が連携・協働し、組織的、継続的に地域全体で子どもの成長を支えるとともに、住民との交流を通じ、学校を中心とした地域の活性化を図ることが重要となっています。

（※1）学校に高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、特に義務教育段階において、令和5年度までに全児童生徒が端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことを目的とした文部科学省の政策

（※2）ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化されるという概念

## 5 所得格差の拡大と貧困

---

- 非正規雇用の増加による経済環境の変化などにより、十分な収入が得られず生活に困窮する若年層が増えており、所得格差は拡大傾向にあります。
- 本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の変化などにより、生活に困窮する世帯がさらに増加する可能性があります。
- 子ども達が、経済的な理由により教育の機会を失ってしまう場合、学力の向上や精神的な成長に支障をきたし、将来の生活にも大きな影響を与えることになります。
- 親の貧困が子どもを貧困に陥らせる「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、適切な支援を行い、学習の機会を確保する必要があります。

## 6 自然災害・感染症への対応

---

- 平成 23（2011）年の東日本大震災をはじめとした地震や台風・ゲリラ豪雨などの災害が頻発し、また激甚化する傾向にあります。
- 記録的な猛暑や集中豪雨の一因とされる地球温暖化は全世界共通の喫緊の問題であり、本市においても、令和 4（2022）年 3 月に策定した「那須塩原市気候変動対策計画」によると、温暖化対策を講じなかった場合、令和 32（2050）年には平均気温が現在の栃木県南部と同程度になると分析されています。このような中、市内で起こっている、又は今後起こる可能性のある気候変動の影響に対策を講じていくため、「緩和策」と「適応策」を一体的に進める必要があります。
- 令和 2（2020）年には新型コロナウイルスの感染拡大により、学校が全国一斉臨時休業になるなど、社会活動が大きく制限されました。今後、本市においては、アフターコロナを見据えた「新たな社会（ニューノーマル）」に移行し、時代の変化に柔軟に適応した安全安心なまちづくりを進めていくこととしています。
- 自然災害や未知なる感染症などの予測困難な出来事に対応するためには、危機管理に対する知識を習得するとともに、たくましく生き抜く力を身に付けることが必要と考えます。



## 第3章 基本理念・基本目標・基本施策

---

- 1 基本理念
- 2 基本目標・基本施策

## 第3章 基本理念・基本目標・基本施策

### 1 基本理念

本計画の根本的な考え方となる基本理念については、「第2次那須塩原市総合計画」の将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」及び教育部門の基本政策「未来を拓く心と体を育むために」を踏まえ、加えて、近年の本市教育を取り巻く状況を勘案して次のとおりとします。

#### 《基本理念》

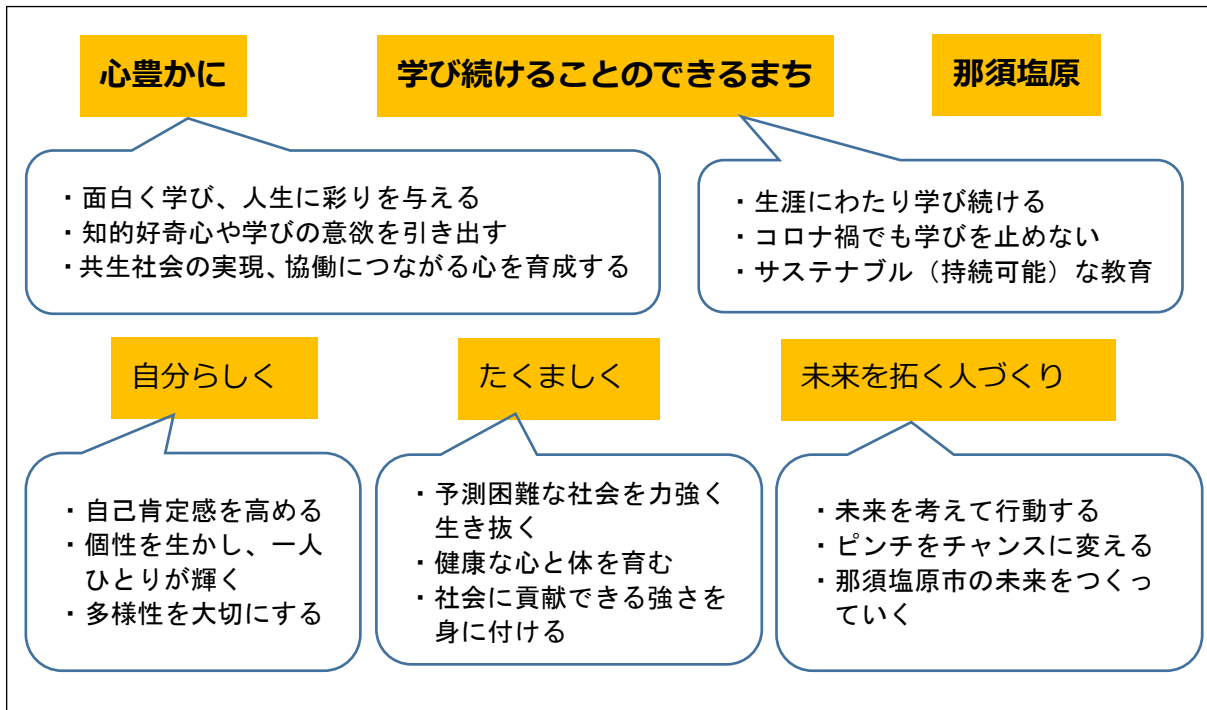
**心豊かに 学び続けることのできるまち 那須塩原**

～自分らしく たくましく 未来を拓く人づくり～

**Fun & Exciting Education in Nasushiobara**

- 近年、少子高齢化、グローバル化、情報化のさらなる進展などを背景に、私たちの生活は目まぐるしく変化しています。また、自然災害の増加や未知なる感染症の出現など、これまで想像できなかったような出来事が次々に起きています。
- 予測困難な時代を生き抜くためには、心身の健康を保つとともに、「ピンチ」を「チャンス」に変える発想力と、想定外の出来事にも柔軟に対応できるたくましさを備えることが必要です。
- 人は、学齢期の学びを通して人生の土台をつくり、大人になっても、それぞれのライフステージに応じた学びを続けることで、困難な状況の中にも楽しみや生きがいを見つけ、心豊かな人生を送ることができると考えます。
- 市としては、様々な施策を通して、市民の皆さんが生涯にわたり学び続けられる環境を整えていくことを念頭に、この基本理念を掲げました。
- 「Fun & Exciting Education in Nasushiobara」には、「“わくわくドキドキ”しながら一緒に学ぼうよ！」という思いが込められています。

《基本理念に込められた思い・イメージ》

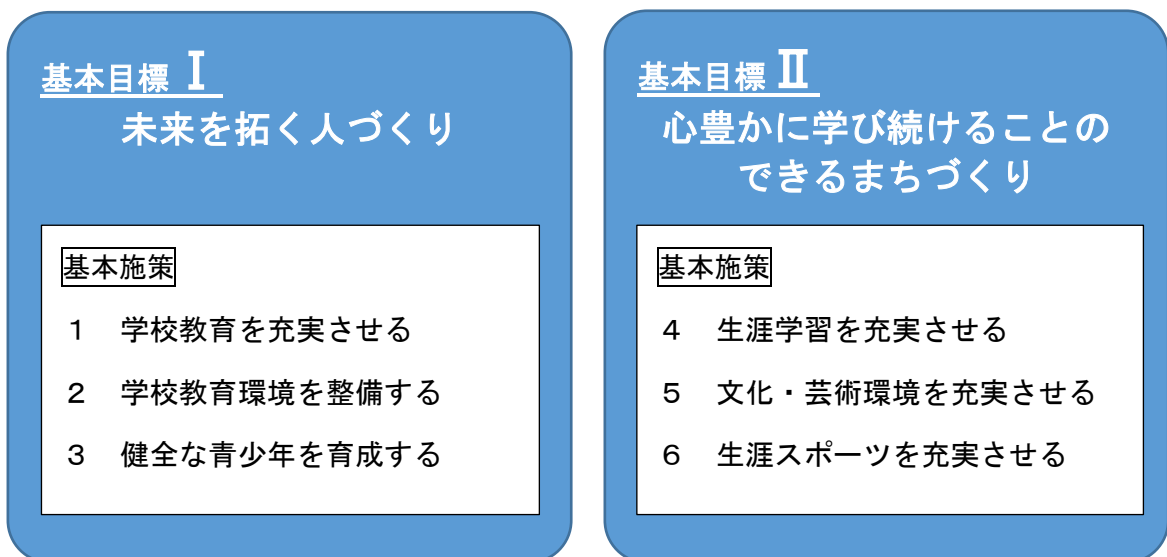


## 2 基本目標・基本施策

基本理念の実現を図るために、次の2つの基本目標と6つの基本施策を掲げました。

基本目標の設定に当たっては、学齢期から青少年期までの学びに関する目標を「**基本目標Ⅰ 未来を拓く人づくり**」、生涯を通した学びに関する目標を「**基本目標Ⅱ 心豊かに学び続けることのできるまちづくり**」とし、各基本目標のもとに位置付けた基本施策を一体的に推進していきます。

《2つの基本目標と6つの基本施策》





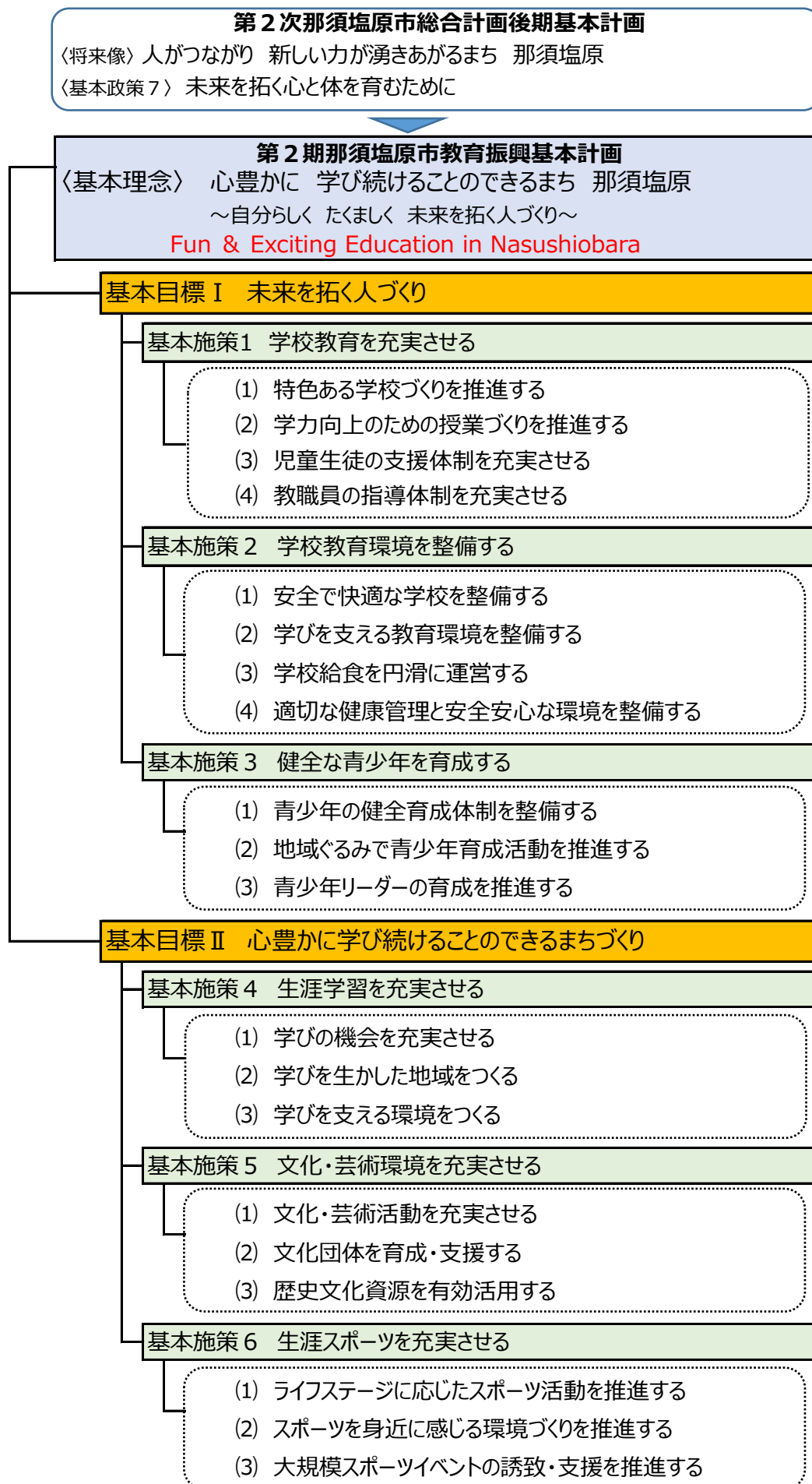


## 第4章 施策の体系

---



## 第4章 施策の体系



施策の体系（基本目標▶基本施策▶主な取組▶具体的な取組）

基本目標Ⅰ 未来を拓く人づくり

基本施策	主な取組	具体的な取組	
1 学校教育を充実させる	(1) 特色ある学校づくりを推進する	① 小中一貫教育（義務教育学校を含む）の充実	
		② 学校評価や学校評議員制度の充実	
		③ 学校と家庭・地域の連携の充実	
		④ 各学校の特色ある教育活動の支援の充実	
	(2) 学力向上のための授業づくりを推進する	① 学習指導要領の趣旨の実現	
		② ICTの活用による授業づくりの推進	
		③ ALTの有効活用	
	(3) 児童生徒の支援体制を充実させる	① ICTを活用した学級経営の充実	
		② スクールソーシャルワーカーの有効活用による家庭への支援の充実	
		③ 不登校児童生徒の個に応じた支援体制の充実	
		④ きめ細かな指導をするための人的支援の充実	
		⑤ 特別支援教育の充実	
	(4) 教職員の指導体制を充実させる	① 教職員の働き方改革の推進	
		② 指導力向上のための研修会等の充実	
		③ ICTの活用による業務改善	
		④ 持続可能な部活動運営体制の整備	
2 学校教育環境を整備する	(1) 安全で快適な学校を整備する	① 施設の建設・改修	
		② 環境に配慮した施設整備	
		③ 施設の長寿命化の推進	
	(2) 学びを支える教育環境を整備する	① 学校規模の適正化	
		② スクールバスの運行	
		③ 就学援助の実施	
		④ 奨学資金の給付・貸与	
		⑤ 教材、備品の整備	
		⑥ 学校ICT環境の整備	
		⑦ 学校情報セキュリティの確保と利便性の両立	
	(3) 学校給食を円滑に運営する	① 安全安心な学校給食の提供	
		② 学校給食における食育の推進	
		③ 給食費滞納対策の強化	
		④ 学校給食施設及び設備の改修	
	(4) 適切な健康管理と安全安心な環境を整備する	① 児童生徒の健康診断の適切な実施	
		② アレルギーへの適切な対応	
		③ 通学路の交通安全対策の構築	
	3 健全な青少年を育成する	(1) 青少年の健全育成体制を整備する	① 巡回指導活動時の青少年と接する機会の増加
			② 青少年健全育成組織体制の強化
			③ 各種支援団体との連携強化
(2) 地域ぐるみで青少年育成活動を推進する		① こどもを守る家の設置件数の増加	
		② 地域ぐるみで子どもを見守る機運の醸成	
		③ 困難を抱える青少年への相談・支援の強化	
(3) 青少年リーダーの育成を推進する		① 青少年リーダーの育成	
		② 青少年健全育成団体への支援	
		③ 青少年の情報活用についての啓発	

## 基本目標Ⅱ 心豊かに学び続けることのできるまちづくり

基本施策	主な取組	具体的な取組	
4 生涯学習を充実させる	(1) 学びの機会を充実させる	① ライフステージに応じた多様な学習機会の提供	
		② 人生100年時代を豊かに生きるために必要な学びの提供	
		③ 現代的課題に応じた学習機会の提供	
	(2) 学びを生かした地域をつくる	① 地域と学校との連携・協働の推進	
		② 多様な主体との連携・協働の推進	
		③ 学びの成果を生かす取組の推進	
	(3) 学びを支える環境をつくる	① 生涯学習関連施設の機能の充実と活用	
		② 生涯学習関連情報の提供及び相談体制の充実	
	5 文化・芸術環境を充実させる	(1) 文化・芸術活動を充実させる	① 自主事業や展示会等による文化・芸術に触れる機会の提供
② 小中学生に向けた鑑賞事業の実施			
③ 地元音楽家等の人材の活用と活動の場の提供			
④ 文化施設の整備・改修及び適正な管理運営			
(2) 文化団体を育成・支援する		① 文化協会、郷土芸能団体の活動への支援	
		② 市民文化団体の活動への支援	
		③ 文化団体の情報発信や担い手育成の支援	
(3) 歴史文化資源を有効活用する		① 新たな文化財の指定と既存の指定文化財の保存・管理・継承	
		② 歴史文化資源のデジタルアーカイブ化による保存・活用	
		③ 無形民俗文化財保存団体の支援	
		④ 地域固有の歴史・文化の保存・活用	
		⑤ 日本遺産の魅力を観光振興に活用した地域活性化の推進	
6 生涯スポーツを充実させる		(1) ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する	① ニュースポーツの普及促進
			② 高齢者スポーツの普及促進
			③ 障害者スポーツの普及促進
	④ 各種スポーツ大会の開催		
	(2) スポーツを身近に感じる環境づくりを推進する	① スポーツ施設整備計画に基づく施設整備	
		② 各種スポーツ団体との連携強化	
		③ スポーツ指導者の育成・支援	
	(3) 大規模スポーツイベントの誘致・支援を推進する	① 大規模スポーツイベントや合宿の誘致	
		② 大規模スポーツイベントとの連携強化	
		③ 観光資源を生かしたスポーツツーリズム等の実施	
		④ スポーツボランティアの拡充	

6つの「基本施策」  
20の「主な取組」  
73の「具体的な取組」

を推進していきます。



## 第5章 施策の展開

---

- 基本施策1 学校教育を充実させる
- 基本施策2 学校教育環境を整備する
- 基本施策3 健全な青少年を育成する
- 基本施策4 生涯学習を充実させる
- 基本施策5 文化・芸術環境を充実させる
- 基本施策6 生涯スポーツを充実させる

## 基本目標Ⅰ 未来を拓く人づくり

### 基本施策1

# 学校教育を充実させる

#### 【施策の目指す姿】

「学びが面白い学校」の実現により、児童生徒が夢をもち、自分らしく、たくましく、心豊かに学んでいます。

#### 【各主体の役割】

市の役割	児童生徒が心豊かに学び続けることができる「学びが面白い学校」を実践します。併せて、社会に開かれた学校教育のため、地域が学校運営に参画する機会を提供するとともに、的確な情報発信を行います。
住民の役割	地域と共にある学校づくり、特色ある学校づくりのために学校運営に参画するとともに、学校行事や地域行事において児童生徒と交流を図ります。併せて、日常において児童生徒の見守りを行います。
事業者等の役割	社会的・職業的自立に向けた児童生徒の能力育成のため、職場体験等に協力するとともに、日常において児童生徒の見守りを行います。

#### 【関連するSDGs】

▶この施策を取り組むことにより、目標達成に一步近づきます。

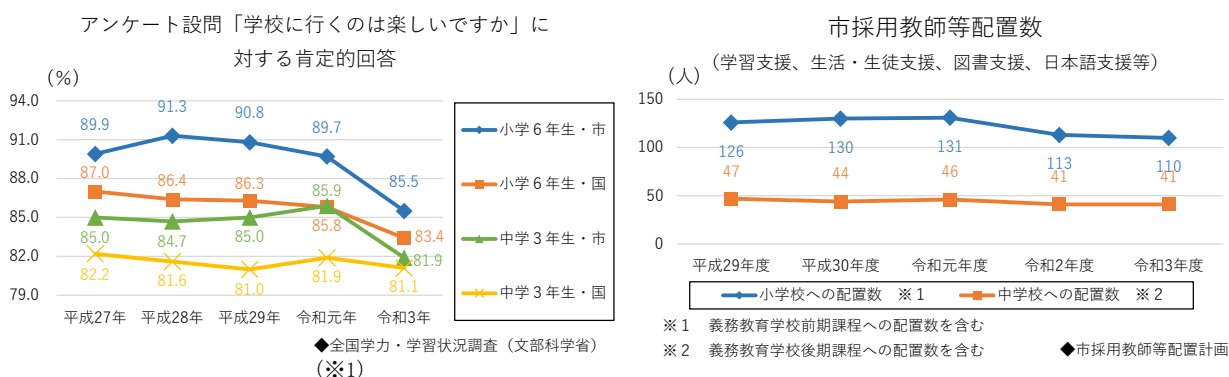




## 【現状と課題】

- 本市の学校教育は「人づくり教育」を基本方針とし、これまで小中一貫教育、ICT教育、英語教育などを進めることで、特色ある学校づくりの推進やコミュニケーション力の向上に努めてきました。
- 「学校教育の充実」は、市民アンケートの「施策の重要度平均値」と「今後5年間で優先的に取り組んでほしい施策」において上位5項目に入るなど、市民の関心度は高くなっています。
- 市内の児童生徒数が減少傾向にある一方、配慮が必要な児童生徒は増加傾向にあり、全ての児童生徒が自己の力を伸ばすことができるよう、きめ細かな支援体制の充実が求められています。
- 多忙化する教職員の働き方改革が進められる中、質の高い教育を提供するため、教職員の資質向上を図る必要があります。
- 技術革新や国際化などが急速に進む新しい時代において、児童生徒に必要な資質・能力を育む授業づくりをはじめ、教職員の資質向上や支援体制の充実を通じて、児童生徒が学ぶ力を付け、意欲をもって学び続けることのできる「学びが面白い学校」の実現が求められています。

## 【図表】



（※1）全国学力・学習状況調査：教育施策の成果と課題検証のため、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析する全国調査。小学校6年生、中学校3年生（義務教育学校9年生）が対象

### 【課題解決のための主な取組】

- (1) 特色ある学校づくりを推進する
- (2) 学力向上のための授業づくりを推進する
- (3) 児童生徒の支援体制を充実させる
- (4) 教職員の指導体制を充実させる

▶次ページからは、この基本施策を実現するための具体的な取組を記載します。

## 主な取組(1) 特色ある学校づくりを推進する

具体的な取組	内 容
①小中一貫教育（義務教育学校を含む）の充実	本市の学校教育の基本方針である「人づくり教育」を推進するため、各中学校区の特徴を生かしながら小中一貫教育を実施し、義務教育9年間を通じた学びの連続性・系統性を図る教育活動を実施します。
②学校評価や学校評議員制度の充実	学校評価制度及び学校評議員制度による自己評価・外部評価等を充実させることにより、児童生徒がより良い教育活動を享受できるよう学校運営の改善に努めます。
③学校と家庭・地域の連携の充実	「地域と共にある学校づくり」を推進するため、学校・家庭・地域の効果的な連携・協働を実現するための取組を推進します。
④各学校の特色ある教育活動の支援の充実	「開かれた学校づくり」のため、各中学校区の実情に応じた特色ある教育活動を展開するための支援を充実させ、各学校の活性化を図るとともに、その取組を地域へ発信します。

### 《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
保護者を対象にしたアンケート調査における「教育活動についての情報発信の充実」に関する肯定的回答率	92.5% (R3)	95.0%
全国学力・学習状況調査における「学校に行くのは楽しいですか」のアンケート調査への肯定的回答率	小6 85.5% 中3 81.9% (R3)	全国の肯定的回答率を上回る



中学校区における合同研究授業  
(小中一貫教育)

### 学校生活



ホームページによる  
各学校の教育活動の情報発信

主な取組(2) 学力向上のための授業づくりを推進する

具体的な取組	内 容
①学習指導要領の趣旨の実現	学習指導要領の趣旨を実現し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。
②ICTの活用による授業づくりの推進	ICT機器を効果的に活用し、授業を工夫していくことにより、児童生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、学習内容の理解を深めます。
③ALTの有効活用	ALT(※1)の全校配置により、児童生徒が日常的に英語を使ってコミュニケーションを図る機会を創出するほか、異文化に触れられる機会をつくります。 また、イングリッシュ サマー スクールなどを実施し、普段の学校生活以外でもALTの有効活用を図ります。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値 (R9)
全国学力・学習状況調査における「国語・算数(数学)の勉強は好きですか」のアンケート調査への肯定的回答率	小6 国語 61.0% 算数 68.2% 中3 国語 60.8% 数学 50.7% (R3)	全国の肯定的回答率を上回る



ALTによる英語の授業



イングリッシュ サマー スクール

(※1) 外国語指導助手(アシスタント・ランゲージ・ティーチャー)。児童生徒の外国語発音や国際理解教育の向上を目的として学校に配置され、授業を補助する

### 主な取組(3) 児童生徒の支援体制を充実させる

具体的な取組	内 容
① ICTを活用した学級経営の充実	WEBQU (※1) やGIGAスクール構想により配備した端末を活用したアンケートを実施することにより、児童生徒の状況把握を迅速に行い、いじめや不登校の未然防止や居心地の良い学級経営の充実に努めます。
②スクールソーシャルワーカーの有効活用による家庭への支援の充実	不登校や虐待、経済的困窮等様々な問題に対し、早期かつ適切に対応するため、スクールソーシャルワーカー (※2) の適正配置及び有効活用により、問題を抱える児童生徒や家庭への支援の充実に図ります。
③不登校児童生徒の個に応じた支援体制の充実	適応指導教室及び宿泊体験館メープルでの活動を通して、不登校や不登校傾向にある児童生徒一人ひとりに応じた指導、助言を行うことで、学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実に図ります。また、スクールカウンセラーの活用やフリースクールをはじめとした関係機関等と連携を図り、個々の状況や対応についての情報共有を行い、児童生徒に対する支援を推進します。
④きめ細かな指導をするための人的支援の充実	各学校の実情やさまざまな支援に必要な市採用教師等を適切に配置し、児童生徒が心豊かに学び続けられるようきめ細かな指導・支援体制の充実に努めます。
⑤特別支援教育の充実	全ての児童生徒がそれぞれの能力や特性に応じた教育を受けられるよう、教職員の指導力の向上を図るとともに、障害のある児童生徒が生涯にわたり自立し、社会参加ができるよう支援します。

(※1) 児童生徒一人ひとりの理解と対応方法、学級集団の状態の把握と今後の学級集団づくりの方針を得ることを目的とした標準化された心理テスト。アンケートの実施及び結果の把握をWEB上で行う

(※2) 児童生徒の日常生活での悩みや学校でのいじめ、家庭内での虐待、経済的困窮等様々な問題に対して、家族や学校の先生、関係機関と連携しながら解決に向けて支援に当たる専門職





WEBQU を用いた事例検討会



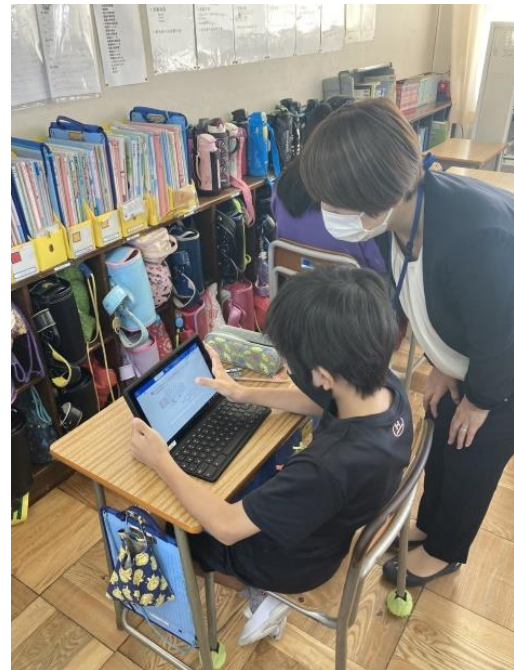
宿泊体験館メープルでの活動

## 主な取組(4) 教職員の指導体制を充実させる

具体的な取組	内 容
①教職員の働き方改革の推進	「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプラン(第2期)」に基づき教職員の働き方改革を推進し、教職員の業務改善を図ります。
②指導力向上のための研修会等の充実	教職員を対象とした各種研修や、訪問型研修、教職員向けサイトによる情報提供等を通して、教職員の指導力向上を図ります。
③ICTの活用による業務改善	統合型校務支援システムや各種クラウドサービスを活用するとともに、ICT支援員等のサポートを充実させ、教職員の業務改善を推進します。
④持続可能な部活動運営体制の整備	部活動指導における教職員の負担軽減及び持続可能な部活動運営体制を整備するために、部活動の地域移行を進めます。



教職員の研修



ICT支援員によるサポート



## 基本目標Ⅰ 未来を拓く人づくり

### 基本施策2

# 学校教育環境を整備する

#### 【施策の目指す姿】

安全で快適な教育環境が確保され、すべての児童生徒が安心して健康的な学校生活を送っています。

#### 【各主体の役割】

市の役割	計画的な施設整備や安定的な学校給食の提供、教育の機会均等などに取り組み、より良い教育環境の整備に努めていきます。
住民の役割	学校施設や備品等を大切に扱い、学校施設の維持管理に協力します。また、交通安全を心掛け、登下校時をはじめ児童生徒の安全に気を配ります。
事業者等の役割	教育環境の向上のために専門的な知識や技術を提供します。

#### 【関連するSDGs】

▶この施策を取り組むことにより、目標達成に一步近づきます。

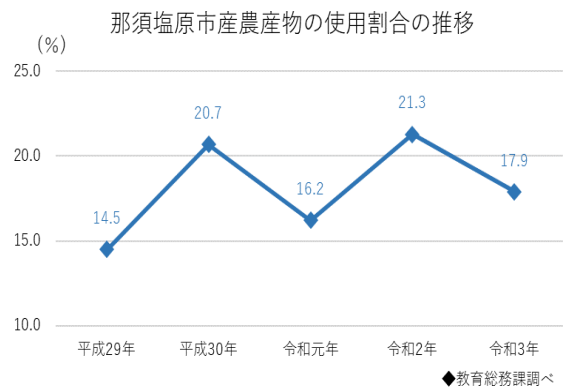
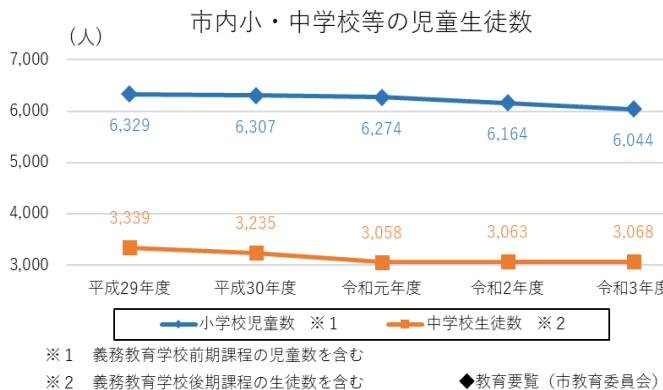




**【現状と課題】**

- 学校施設の老朽化が進む中、校舎・体育館の改修や普通教室へのエアコン設置、トイレの洋式化などを行い、児童生徒が安全で快適に過ごせる環境を整備してきました。引き続き、教育施設長寿命化計画に基づく計画的な施設整備を行うことに加え、猛暑や感染症への対策、さらには地球温暖化を緩和するための取組が求められています。
- 児童生徒が減少傾向にあることから、小中学校適正配置基本計画にもとづき、令和5年度には4つの小中学校を一つにした籌根学園を開校しました。今後も、適正な学校規模のもとですべての児童生徒が安全で安心して学べる環境を整えることが求められています。
- 成長期にある児童生徒の健全な発達のため、栄養バランスのとれた学校給食の提供や適切な健康管理に努める必要があります。また、学校給食を活用した食育を推進し、地域農業や食文化等について理解を深めるために地場産物の積極的な使用に努めています。
- 登下校時の安全を確保するための必要な対策を講じているなか、児童生徒・保護者等の不安払拭のため、安全点検の強化を図り、危険箇所の改善を促進させるなど、さらなる通学路の安全対策が求められています。

**【図表】**



**【課題解決のための主な取組】**

- (1) 安全で快適な学校を整備する
- (2) 学びを支える教育環境を整備する
- (3) 学校給食を円滑に運営する
- (4) 適切な健康管理と安全安心な環境を整備する

▶次ページからは、この基本施策を実現するための具体的な取組を記載します。

## 主な取組(1) 安全で快適な学校を整備する

具体的な取組	内 容
①施設の建設・改修	児童生徒が安全で快適な環境の中で学べるよう、老朽化した学校施設の計画的な建替えや改修、維持管理を行います。
②環境に配慮した施設整備	施設整備に当たっては、二酸化炭素を削減し地球温暖化の緩和に寄与するため、また、児童生徒に環境問題を身近に感じてもらうため、LED照明や太陽光発電設備の整備など環境に配慮した取組を行います。
③施設の長寿命化の推進	学校施設の長期有効活用を図るため、教育施設長寿命化計画に基づき、建物の耐久性等の向上及び建物の維持管理費用の縮減に取り組みます。

### 《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
学校施設における照明のLED化率	0% (R3)	100%



屋根に太陽光発電設備を設置した  
西那須野中学校(平成26年度改築)



LED照明を設置した埼玉小学校体育館  
(令和元年度改築)

## 主な取組(2) 学びを支える教育環境を整備する

具体的な取組	内 容
①学校規模の適正化	学校の学級数や児童生徒数の変動による課題を解消し、特色ある学校教育を推進できるよう学校規模の適正化を図ります。 なお、学校規模の適正化の検討に当たっては、児童生徒数の推移や地域性を十分考慮しながら行います。
②スクールバスの運行	統廃合などにより遠距離通学となった児童等の通学の負担を軽減するため、必要な地域でスクールバスを運行します。
③就学援助の実施	経済的な理由で小・中・義務教育学校での就学が困難な児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を支給し、就学援助を行います。
④奨学資金の給付・貸与	学ぶ意欲と明確な目標意識がありながら、経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生等に対し、教育の機会均等を図るため、奨学資金の給付及び貸与を行います。
⑤教材、備品の整備	学校における安定した学習環境を整えるため、必要な教材及び備品の整備を図ります。
⑥学校ICT環境の整備	児童生徒が様々な場面でICTを活用できる環境を整備するため、学校教育情報化推進計画に基づき、タブレットや電子黒板、無線LAN環境の更新や維持管理を行います。
⑦学校情報セキュリティの確保と利便性の両立	学校情報セキュリティポリシーに基づき、児童生徒と教職員が安心してICTを活用できる環境を確立するとともに、利便性の向上に取り組みます。



電子黒板とタブレットを活用した授業の様子



スクールバスを利用して登校する児童

### 主な取組(3) 学校給食を円滑に運営する

具体的な取組	内 容
①安全安心な学校給食の提供	学校給食共同調理場及び自校調理校において、より一層、安全衛生管理に努めるとともに、給食の各種検査を実施し、児童生徒に安全安心な学校給食を提供していきます。
②学校給食における食育の推進	新鮮で安全な地場産物を積極的に取り入れるとともに、行事にまつわる料理の提供や給食だよりにおいて食に関する情報の提供を行うなど、学校給食を「生きた教材」として活用することで、食育の推進を図ります。
③給食費滞納対策の強化	学校給食における受益者負担の原則の観点から、収納体制の充実と給食費滞納対策の強化を図ります。
④学校給食施設及び設備の改修	学校給食の提供に必要な施設や設備について、安全性や衛生性を高め、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、計画的に改修・更新を図ります。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
学校給食における市産農産物の使用割合	17.9% (R3)	25.0%



学校給食に提供しているストローレスパックの牛乳と栃木県立那須拓陽高校と市が共同開発した「拓陽キスマイル」



市ホームページに掲載した献立の一例



主な取組(4) 適切な健康管理と安全安心な環境を整備する

具体的な取組	内 容
①児童生徒の健康診断の適切な実施	児童生徒の健康管理のために、受診の対象となる全ての児童生徒が適切な時期に健康診断・各種健診を受けられるよう支援を行います。
②アレルギーへの適切な対応	「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を活用し、アレルギー疾患のある児童生徒の状況を把握するとともに、「那須塩原市小・中学校アレルギー対応マニュアル」に沿った適切な対応に努めます。また、教職員を対象としたアレルギー対応研修を実施し、学校における管理体制の強化を図ります。
③通学路の交通安全対策の構築	「那須塩原市通学路安全対策プログラム」に基づき、「通学路安全推進会議」の設置をはじめ、児童生徒が安全安心に通学できるよう学校・家庭・地域・その他関係機関が連携しながら、通学路の安全確保を図ります。



通学路の現場検証



通学中に活動するスクールガード

基本目標Ⅰ 未来を拓く人づくり

基本施策3

健全な青少年を育成する

【施策の目指す姿】

地域ぐるみで子どもを育てる意識を持ち、「ふるさと那須塩原市」を愛する心豊かでたくましい青少年が育っています。

【各主体の役割】

市の役割	青少年の健全育成を図るため、少年指導員による巡回指導や子どもを守る家などの活動を実施します。また、青少年が、社会を生き抜く力を育み、リーダーとしての資質を高める取組を行います。
住民の役割	子どもの見守りや、子どもを守る家への協力することで、地域ぐるみで子どもを見守ります。また、青少年が様々な事業に積極的に参加することで、自分の能力や社会を生き抜く力を伸ばします。
事業者等の役割	市と協働で、子どもを守る家や、青少年の参画・活動機会の創出に協力することで、地域ぐるみでの子どもの見守りや、青少年の健全育成に対して支援を行います。

【関連するSDGs】

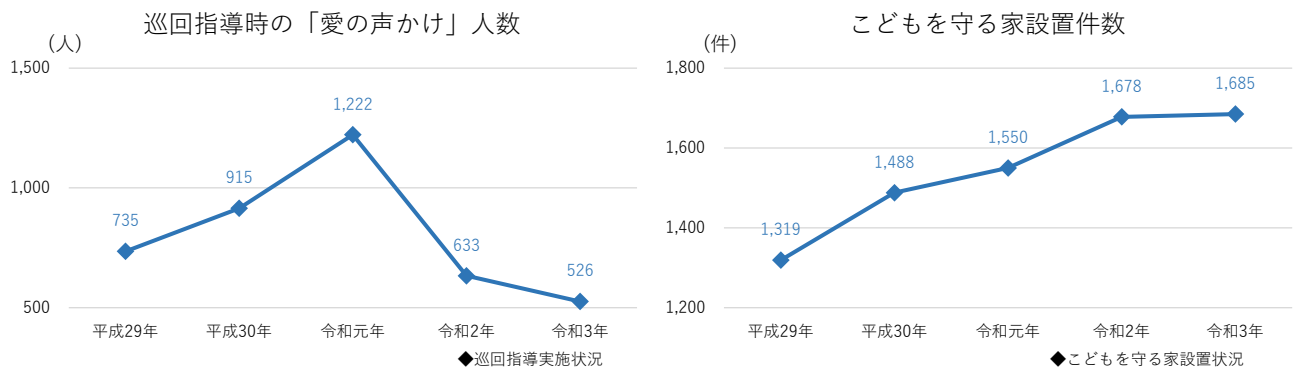
▶この施策を取り組むことにより、目標達成に一步近づきます。



## 【現状と課題】

- 青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、インターネットやSNSの普及により誰もが利便性を享受できる反面、青少年が自然や人とのふれあいの中での人格形成や社会性を育むことが難しい状況にあります。こうした社会環境は、青少年の規範意識や罪悪感の希薄化、自己抑制力やコミュニケーション能力の低下を招き、様々な非行や問題行動を引きおこし、社会的な重大事件に発展する恐れもあり、青少年の健全育成に向けた取組の重要性を増しています。
- 本市では、青少年の健全育成に向けた取組として、少年指導員による巡回指導やこどもを守る家の設置、青少年の参画・活動機会を提供するため、「子どもフェスタ」や「子どもカレッジ」の開催や青少年健全育成団体への支援など、様々な青少年健全育成に関する施策、事業に取り組んできました。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は、特に少年指導員等の巡回指導時の「愛の声かけ」などによる青少年と接する機会の減少や、子どもフェスタなどの開催取りやめなど、青少年健全育成に係る事業を十分に提供できない状況が続いています。
- 地域ぐるみでの青少年健全育成活動の推進では、こどもを守る家の設置件数が、前期計画の目標値を上回っており、多くの市民からの協力を得られています。
- 今後は、ウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえ、市民、事業者及び行政が協働による連携を強化しながら、青少年への働きかけや青少年の参画・活動機会の提供を行い、その情報を健全育成団体と共有することが求められています。

## 【図表】



## 【課題解決のための主な取組】

- (1) 青少年の健全育成体制を整備する
- (2) 地域ぐるみで青少年健全育成活動を推進する
- (3) 青少年リーダーの育成を推進する

▶次ページからは、この基本施策を実現するための具体的な取組を記載します。

## 主な取組(1) 青少年の健全育成体制を整備する

具体的な取組	内 容
①巡回指導活動時の青少年と接する機会の増加	青少年の現状を把握するため、少年指導員の指導体制を見直し、巡回指導活動が途切れることなく青少年と接する機会の増加を図ります。
②青少年健全育成組織体制の強化	地域全体で青少年を見守る活動を継続していくため、より多くの関係団体が参加できる体制を整備することで、青少年健全育成組織の体制を強化します。 また、巡回指導を行う少年指導員を対象に、時勢に応じた研修を実施することで、青少年の現況把握と指導員としての資質の向上を図ります。
③各種支援団体との連携強化	困難を抱えている青少年やその家族をきめ細かく支援するため、各種支援団体との連携強化を図り、青少年相談の支援体制の充実を図ります。

### 《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
巡回指導時の「愛の声掛け」人数	1,222人 (R1)	1,500人



巡回指導の様子



少年指導員研修の様子



主な取組(2) 地域ぐるみで青少年育成活動を推進する

具体的な取組	内 容
①こどもを守る家の設置件数の増加	こどもを守る家の設置件数の増加を図るため、さらなる周知に努めるとともに、市内全体にバランス良く設置されるよう地域の現状に応じた活動を推進します。
②地域ぐるみで子どもを見守る機運の醸成	子どもを見守るまち宣言に基づき、登下校時の見守りを行うなど、地域ぐるみで子どもを見守る機運の醸成を図ります。
③困難を抱える青少年への相談・支援の強化	青少年が希望を持ち、自立した生活ができるよう、多様化した悩みに適切に対応するため、関係機関との連携を強化した相談・支援に取り組みます。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
こどもを守る家設置数	1,685件 (R3)	1,800件

**子どもを見守るまち宣言**

一、地域ぐるみで、登下校時の子どもの見守りを推進します

一、地域ぐるみで、子どもを見守る意識を高めます

一、地域と行政が連携を深め、子どもの見守りの輪を広げます

「子どもを見守るまち宣言」宣言文

令和元年10月17日、市長、市議会議員、教育長、自治会長、連絡協議会会長、コミュニティ連絡協議会会長が連名で宣言しました。



「子どもを守る家」の看板

主な取組(3) 青少年リーダーの育成を推進する

具体的な取組	内 容
①青少年リーダーの育成	青少年が社会を生き抜く力や能力を伸ばすことで、リーダーとしての資質を育めるよう、参加型の行事を開催するなどして人材育成に取り組みます。
②青少年健全育成団体への支援	青少年健全育成の活動を継続的に推進していくため、地域に密着して独自の活動を展開している青少年健全育成団体に対して支援を行います。
③青少年の情報活用についての啓発	青少年の発達段階に応じた情報の活用や、インターネットやSNSの適正な利用について啓発活動の充実を図ります。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
子どもカレッジ受講者	—	100人/年



子どもフェスタ



健全育成団体主催事業



基本目標Ⅱ 心豊かに学び続けることのできるまちづくり

基本施策4

生涯学習を充実させる

【施策の目指す姿】

市民一人ひとりがライフステージに応じ、自ら学び続け、豊かな人生を送るとともに、「学び」が人をつなぎ、地域づくりに生かされています。

【各主体の役割】

市の役割	市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習できる環境づくりをするとともに、学習した成果を確実に生かせる地域づくりを推進します。また、市民一人ひとりの学習の成果を地域の課題解決に生かしていくための取組をより一層推進します。
住民の役割	市民一人ひとりが学習や活動に積極的に参加し、学習した成果を活用して地域に還元する学びの好循環をつくります。また、市民自らが地域の課題解決に向けた学びを通し、地域への愛着を育み、地域づくりに主体的に取り組めます。
事業者等の役割	学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えます。また、企業や地域の団体等の各主体が対等な立場でそれぞれの強みを生かしながら連携・協働し、ネットワークを形成するなどのつながりづくりを進めます。

【関連するSDGs】

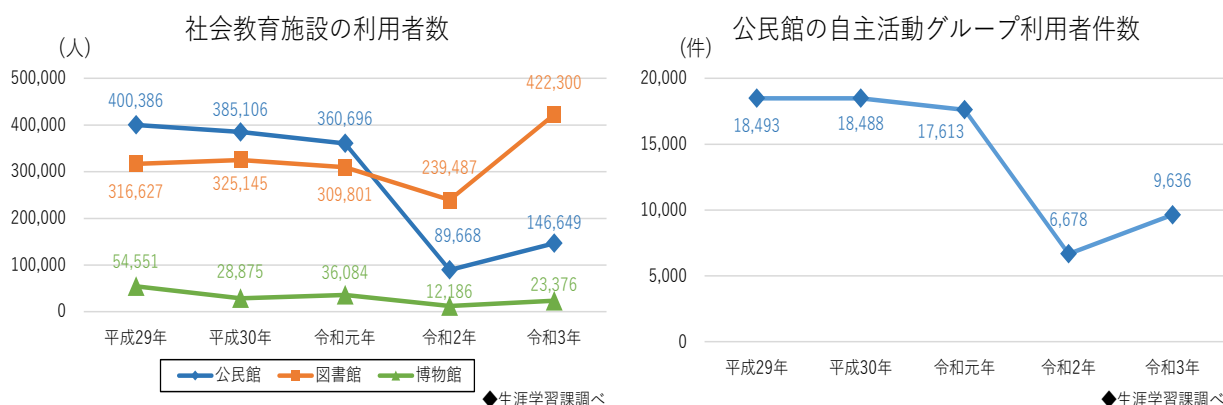
▶この施策を取り組むことにより、目標達成に一步近づきます。



## 【現状と課題】

- 「生涯学習」とは、人々が生涯に行うあらゆる学習のことで、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習のことです。教育基本法第3条においては、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。
- 本市では、その生涯学習社会の実現に向けて、令和2（2020）年度、黒磯駅前に那須塩原市図書館（「みるる」）を開設するなど、学びの機会の提供や学習環境の整備といった様々な学びに関する施策、事業に取り組んできました。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行以降、「なすしおばら まなび博覧会」「市民大学講座」「出前講座」「公民館事業」など各種イベントや講座が中止を余儀なくされ、学びの場を提供できない状況が続いてきました。
- また、地域と学校が連携・協働して地域づくりを進める地域学校協働本部事業についても、令和3（2021）年度までに市内全10地域において本部を設置し、地域づくりに積極的に取り組みましたが、その事業の多くが中止せざるを得ない状況でした。
- 今後は、市民が生涯にわたって学び続けられるよう、ウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえ、ICTを積極的に活用するなど、感染対策を講じたイベントや講座の開催をするとともに、学びを活用した地域づくりにより一層取り組む必要があります。

## 【図表】



### 【課題解決のための主な取組】

- (1) 学びの機会を充実させる
- (2) 学びを生かした地域をつくる
- (3) 学びを支える環境をつくる

▶次ページからは、この基本施策を実現するための具体的な取組を記載します。



主な取組(1) 学びの機会を充実させる

具体的な取組	内 容
①ライフステージに応じた多様な学習機会の提供	<p>主に乳幼児期からの家庭教育、青少年期の体験活動や地域とのつながりづくり、成人期のリカレント教育（※1）、高齢期の生きがいくくりや仲間づくりといったライフステージに応じた学習機会を提供します。</p> <p>市内全15公民館においても各種講座等の開催を通じて学習機会の提供に取り組めます。</p> <p>特に全ての教育の出発点である家庭教育については、家庭教育オピニオンリーダーや各公民館の社会教育指導員と連携し、就学時健康診断時親学習などを通じて、その支援の充実に取り組めます。</p>
②人生100年時代を豊かに生きるために必要な学びの提供	<p>生涯を通じて学べる「文化芸術」、「伝承文化」、「地域の歴史」、「健康づくり」、「生涯スポーツ」、「読書活動」等の学びを提供します。</p>
③現代的課題に応じた学習機会の提供	<p>急速に進むデジタル化に対応した学びについて、誰もがその恩恵を受けられるように対応します。また、多様性を尊重する社会の実現に向けた取り組みを推進します。</p>

《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
ICTを活用して実施した講座数	11講座 (R3)	31講座



就学時健康診断時親学習の様子



公民館での講座(三線教室)

(※1) 学び直しの機会



## 主な取組(2) 学びを生かした地域をつくる

具体的な取組	内 容
①地域と学校との連携・協働の推進	市内全 10 地区に設置した地域学校協働本部を中心に、地域の特色を生かした活動をより一層推進するとともに、今後は「地域とともにある学校づくり」に有効なツールである「コミュニティ・スクール」の導入を進め、地域と学校が一体となって子どもたちの成長を支えていきます。
②多様な主体との連携・協働の推進	多様な団体と連携・協働しながら、多様化する市民のニーズに応じた学習機会を提供し、次代を担う青少年の健全育成を推進します。
③学びの成果を生かす取組の推進	<p>学びの成果を生かし、主体的に地域活動に取り組む人材を育成します。また、学んだ成果を地域で生かすことのできる場を提供します。</p> <p>特に家庭教育オピニオンリーダー等の育成と活用することにより学びを生かした地域づくりを推進します。</p>

### 《参考指標》

指標名	現状値	目標値 (R 9)
コミュニティ・スクールの導入率	0% (R 3)	100%





日新中学校地域学校協働本部事業 WorkWork 体験 in 日新



三島中学校地域学校協働本部 さわやかサミット



塩原小中学校地域学校協働本部事業 箒川リフレッシュ大作戦

### 主な取組(3) 学びを支える環境をつくる

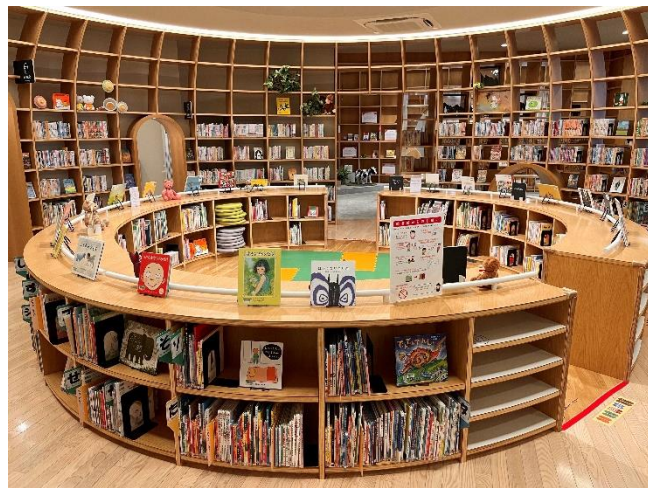
具体的な取組	内 容
①生涯学習関連施設の機能の充実と活用	市民が利用しやすい生涯学習関連施設のソフト面の整備や機能の充実を図ります。特に生涯学習関連施設（公民館等）のICT環境の充実（デジタル化）について積極的に取り組むことで、施設間での連携を推進し、多様なニーズに対応できるようネットワーク化を図ります。 あわせて、生涯学習関連施設の有効活用を図り、市民の生涯学習活動の発表の場を提供します。
②生涯学習関連情報の提供及び相談体制の充実	あらゆる年代に、より多くの生涯学習に関する情報が届くよう、紙媒体のほか、スマートフォンの利用を意識したSNSなどの多様な媒体を活用します。また、適切なアドバイスが受けられるような体制を構築し、様々な学習ニーズに対応できるようにします。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
図書館入館者数	422,300人 (R3)	550,000人



なすしおばら まなび博覧会(通称なしお博)  
市内小・中・義務教育学校児童生徒作品展の様子



那須塩原市図書館「みるる」



基本目標Ⅱ 心豊かに学び続けることのできるまちづくり

基本施策5

文化・芸術環境を充実させる

【施策の目指す姿】

地域の歴史や文化への理解を促進しながら新たな魅力を提供することで、市民が文化芸術活動に親しんでいます。

【各主体の役割】

市の役割	文化・芸術団体に発表の場を提供するなど活動を支援し、文化・芸術に触れる機会を住民に提供します。文化財のオンライン化や観光事業と連携して、広く情報提供を行い保存・活用することで地域活性化を推進します。
住民の役割	演芸や芸術鑑賞など文化・芸術に触れることにより、文化・芸術に関心を持ち、創造力や人間性を高めることで、豊かな情操を育みます。
事業者等の役割	文化・芸術の担い手を育成することで文化財の保存・継承を図ります。また、文化施設を適正に管理運営し、文化・芸術への理解を深める機会を提供します。

【関連するSDGs】

▶この施策を取り組むことにより、目標達成に一步近づきます。



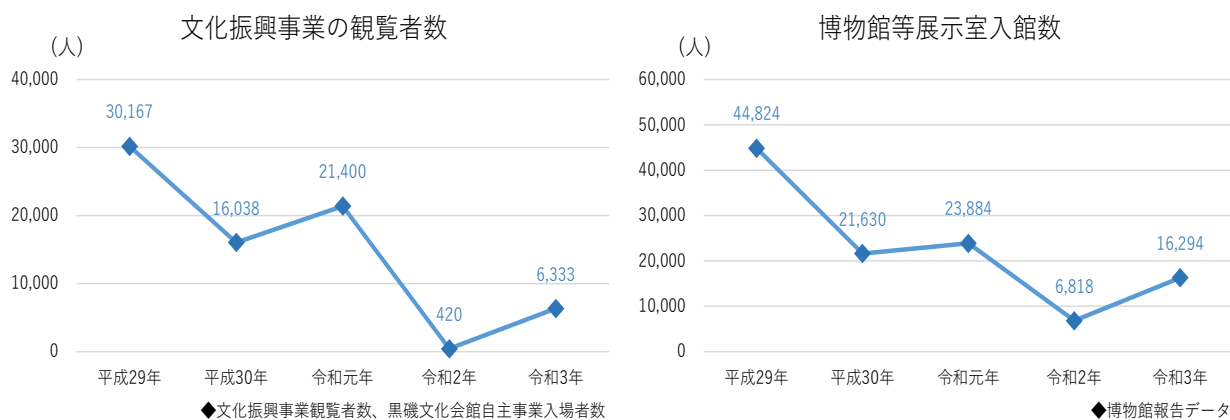
## 【現状と課題】

○文化・芸術に対する市民の要求も多様化している中、新型コロナウイルス感染症の流行以降、文化振興事業や博物館等の事業が中止を余儀なくされ、利用者の減少が起きています。感染症対策やオンライン化などウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえた、市民が多様な文化・芸術に触れ、参加する機会の提供が求められています。

○文化・郷土芸能団体については、新規会員の獲得に苦慮している他、会員の高齢化など、存続が困難になっている団体もあります。伝統ある地域の行事等を受け継いでいくため、担い手の育成や発表会等の活動の場を提供するなどの支援が求められています。

○本市には指定・未指定の文化財を含む多くの歴史文化資源がありますが、保存・管理・継承していくことが困難になりつつあります。次世代への継承や郷土愛を醸成するため、デジタルアーカイブ化による保存・活用や、日本遺産に認定された那須野が原開拓の歴史に所縁の深い文化財を中心に、観光振興と連携した活用が求められています。

## 【図表】



## 【課題解決のための主な取組】

- (1) 文化・芸術活動を充実させる
- (2) 文化団体を育成・支援する
- (3) 歴史文化資源を有効活用する

▶次ページからは、この基本施策を実現するための具体的な取組を記載します。

主な取組(1) 文化・芸術活動を充実させる

具体的な取組	内 容
①自主事業や展示会等による文化・芸術に触れる機会の提供	市民が心豊かな生活を送れるよう、自主事業や展示会等を実施することで文化・芸術に触れる機会を提供します。
②小中学生に向けた鑑賞事業の実施	小中学生が文化・芸術を身近に感じることで、創造力や人間性を高め、豊かな心を育むため、小中学生向けの鑑賞事業を実施します。
③地元音楽家等の人材の活用と活動の場の提供	地域に根ざした芸術・文化活動を推進するため、地元音楽家等の人材を活用し、活動の場を提供するとともに、将来を担う子どもたちの文化・芸術の関心を高めます。
④文化施設の整備・改修及び適正な管理運営	文化・芸術活動の中心である文化施設を適正に管理運営し、安定した文化・芸術活動の場を持続的に提供するため、計画的な整備・改修を実施します。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
文化振興事業の観覧者数	6,333人 (R3)	26,750人



黒磯文化会館バックステージツアー



小学校演劇公演(西小学校 劇団らくりん座公演)



三島ホール

## 主な取組(2) 文化団体を育成・支援する

具体的な取組	内 容
①文化協会、郷土芸能団体の活動への支援	地域の文化・芸能の振興を担う文化協会、郷土芸能団体の活動を支援することで、文化・芸術活動の活発化を図ります。
②市民文化団体の活動への支援	市民による文化団体に発表の場を提供するなど活動を支援することで、市民の文化活動への参加意欲を促進します。
③文化団体の情報発信や担い手育成の支援	文化団体や郷土芸能団体において担い手不足が問題になる中、文化団体の活動の情報発信や担い手育成を支援することで、文化・芸術を継承していきます。

### 《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
市の歴史文化を誇りに思う人の割合	34% (R2)	50%



那須苗取り田植唄保存会



流響塩原太鼓



三本木の獅子舞



### 主な取組(3) 歴史文化資源を有効活用する

具体的な取組	内 容
①新たな文化財の指定と既存の指定文化財の保存・管理・継承	地域の歴史文化資源である指定等文化財を適正に保存・管理することで持続的に継承し、新たな文化財を発見、指定することで貴重な文化財の保護に努めます。
②歴史文化資源のデジタルアーカイブ化による保存・活用	歴史文化資源のデジタルアーカイブ化により、現状を記録することで、持続的に保存・継承するとともに、SNS等による活用を推進します。
③無形民俗文化財保存団体の支援	地域に古くから伝わる伝統芸能を伝える無形民俗文化財保存団体を支援し、活動を活発化させることにより地域活性化や伝統芸能の継承に寄与します。
④地域固有の歴史・文化の保存・活用	地域固有の歴史や文化の価値や魅力を地域で共有し、文化財保存活用地域計画に基づき、保存・活用していくことで、郷土愛を育み、貴重な歴史文化資源を継承していきます。
⑤日本遺産の魅力を観光振興に活用した地域活性化の推進	日本遺産の魅力を観光振興に活用し、広く発信することで、市民はもとより市外からの関心を集め、地域活性化を推進します。

#### 《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
博物館展示室入館者数	16,294人 (R3)	30,000人



那須野が原博物館での展示解説



旧青木家那須別邸(日本遺産)





基本目標Ⅱ 心豊かに学び続けることのできるまちづくり

基本施策6

生涯スポーツを充実させる

【施策の目指す姿】

市民の一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも、それぞれのライフステージに応じた運動やスポーツに親しんでいます。

【各主体の役割】

市の役割	スポーツをする・みる・ささえる機会を提供します。
住民の役割	市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じてスポーツや運動に親しみます。
事業者等の役割	市が開催するスポーツ事業に協力し、地域の活性化と魅力向上に努めます。

【関連するSDGs】

▶この施策を取り組むことにより、目標達成に一步近づきます。



**【現状と課題】**

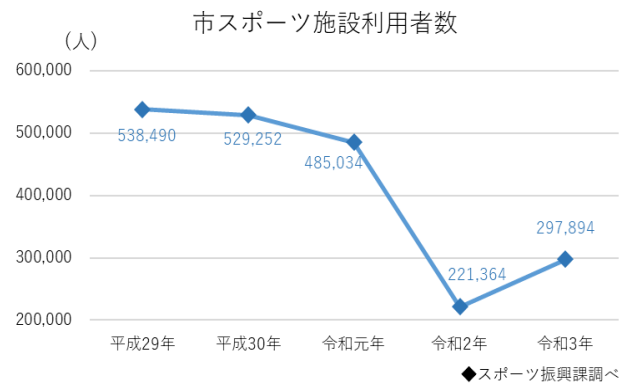
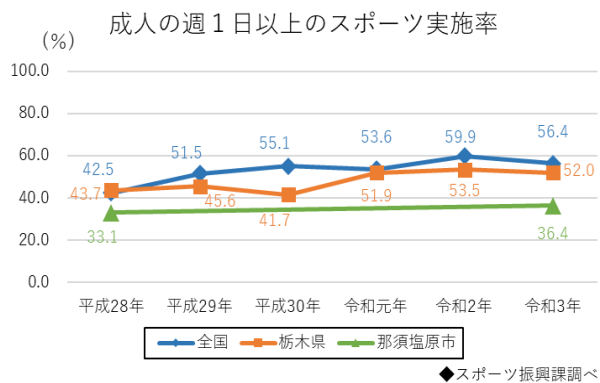
○将来人口推計では、今後人口減少が進むものの65歳以上の高齢者の人口は増加し、高齢化率が高まると推計されており、高齢者の運動・スポーツを行う機会の提供が必要です。

○令和3(2021)年に東京2020オリンピック・パラリンピックが、令和4(2022)年10月にいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会が開催されましたが、今後も、大規模スポーツイベントの誘致を引き続き行い、スポーツの魅力を市民に伝える必要があります。

○市民の週1日以上スポーツ実施率が全国平均より低い状況であり、スポーツへの関心を高める取り組みとともに、スポーツをする機会の提供が必要です。

○スポーツ施設については、施設の老朽化も目立つ状況であり、市民からの新たなニーズに対応し、様々な方が安全安心及び快適に施設を利用できる環境の整備が必要です。

**【図表】**



**【課題解決のための主な取組】**

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する
- (2) スポーツを身近に感じる環境づくりを推進する
- (3) 大規模スポーツイベントの誘致・支援を推進する

▶次ページからは、この基本施策を実現するための具体的な取組を記載します。

主な取組(1) ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する

具体的な取組	内 容
①ニュースポーツの普及促進	スポーツへの関心を高めるために、様々な世代の方が楽しめるニュースポーツやレクリエーションの普及を行います。
②高齢者スポーツの普及促進	高齢者が健やかにスポーツライフを楽しむことができるようスポーツに参加できる環境を整備することで、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目指します。
③障害者スポーツの普及促進	東京2020パラリンピックを契機に、さらに障害者スポーツの普及促進を行い、障害者も共に楽しめる環境を目指します。
④各種スポーツ大会の開催	各種スポーツ大会を開催し、スポーツを楽しむ機会の提供を行います。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値 (R9)
週1日以上スポーツ実施率	36.4% (R3)	56.4% (全国平均値)



市駅伝競走大会



ボッチャ体験



さいかつぼーる交流大会

主な取組(2) スポーツを身近に感じる環境づくりを推進する

具体的な取組	内 容
①スポーツ施設整備計画に基づく施設整備	市民のニーズに合わせ、安全安心で快適な施設利用が図られるよう、スポーツ施設整備計画に基づく施設の整備を行います。
②各種スポーツ団体との連携強化	各種スポーツ団体と連携し、それぞれのスポーツ人口の増加を図ります。
③スポーツ指導者の育成・支援	地域のスポーツ指導者の育成・支援を行います。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
市スポーツ施設利用者数	297,894人 （R3）	530,000人



くろいそ運動場 テニスコート・野球場



にしなすの運動公園 体育館



主な取組(3) 大規模スポーツイベントの誘致・支援を推進する

具体的な取組	内 容
①大規模スポーツイベントや合宿の誘致	スポーツ環境を活用した合宿や、スポーツイベントを誘致することで、様々な方にスポーツの魅力を伝えるとともに、交流人口の増加を図ります。
②大規模スポーツイベントとの連携強化	スポーツイベント開催の際には、市民参加の体験イベントも併せて行うことで、多くの市民がスポーツに触れる機会の提供を行います。
③観光資源を生かしたスポーツツーリズム等の実施	観光資源などスポーツ以外の分野と連携したスポーツツーリズム等の実施により、地域の活性化や魅力向上を図ります。
④スポーツボランティアの拡充	スポーツボランティアの拡充を進め、市民との協働によるスポーツイベントを開催します。

《参考指標》

指標名	現状値	目標値（R9）
スポーツへの関心度 （する・見る）	80.2% （R3）	85%



JDリーグ(一般社団法人日本女子ソフトボール機構)による大会開催



那須塩原クリテリウム



東日本学生トライアスロン大会





## 第 2 期那須塩原市教育振興基本計画

発行者 那須塩原市教育委員会事務局 教育部 教育総務課

〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号

TEL : 0287-37-5231 FAX: 0287-37-5479

E-mail : c-kyouiku@city.nasushiobara.lg.jp